

高齢者福祉タクシー券などを交付します

対象となる方はぜひご利用ください。

①タクシー券出張交付日程

期日	時間	会場	対象
3月24日(火)	午前9時30分～11時30分	赤見地区公民館	赤見地区の方
	午後1時30分～3時	吾妻地区公民館	吾妻地区の方
3月25日(水)	午前9時30分～11時30分	犬伏地区公民館	犬伏地区の方
	午後1時30分～3時30分	城北地区公民館	堀米地区の方
3月26日(木)	午前9時30分～正午	中央公民館	佐野地区の方
	午後1時30分～3時	界地区公民館	界地区の方
3月27日(金)	午前9時30分～11時30分	旗川地区公民館	旗川地区の方
	午後1時30分～4時	植野地区公民館	植野地区の方

②タクシー券窓口交付日程

期日	時間	会場	対象者
3月24日(火)から	午前8時30分～午後5時15分	田沼総合窓口課	旧田沼町の方
		葛生総合窓口課	旧葛生町の方
支所 (飛駒・新合・野上)		該当区域にお住まいの方	
赤見支所		赤見地区の方	
3月25日(水)から			
3月30日(月)から		いきいき高齢課 障がい福祉課	市内全域の方

交付する利用券

○高齢者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用料金の一部助成
※400円助成の券を年間60枚交付(半年ごとに有効期限あり)

▼対象

①75歳以上の方(生年月日が昭和16年3月31日以前の方)
②70歳以上75歳未満の方(生年月日が昭和16年4月1日～昭和21年3月31日の方)で、高齢者世帯の方(生年月日が昭和26年3月31日以前の方)のみで構成する世帯の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)

○障がい者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用料金の一部助成
※初乗り運賃相当額分助成の券を申請月に応じて一括交付(月5枚で年間60枚を限度)

▼対象

①身体障害者手帳1、2級の方
②療育手帳A、A1、A2の方
③精神障害者保健福祉手帳1級の方
▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)
代理申請は代理の方の印かん、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○はり・きゅう・マッサージ券

▼内容 はり・きゅう・マッサージ(保険適用外)施術料金の一部助成
※800円助成の券を年間6枚交付

▼対象

①70歳以上の方(生年月日が昭和21年3月31日以前の方)
②65歳以上(生年月日が昭和26年3月31日以前の方)で身体障害者手帳1、2級の方
③65歳以上で療育手帳A、A1、A2の方
④65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○高齢者市営バス券

▼内容 市営バス乗車運賃の一部助成

▼対象

※150円助成の券を年間40枚交付
①70歳以上の方(生年月日が昭和21年3月31日以前の方)
▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)

■問合せ いきいき高齢課 ☎(20)3021・障がい福祉課 ☎(20)3025



「もの忘れ」が気になりだしたら…

■問合せ＝いきいき高齢課 ☎(20)3021

認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です。そのため、本人や家族が初期の症状に気づくことが重要です。

認知症は、早く気づき、治療や生活習慣を見直すことで進行を遅らせることができます。「あれ、おかしいな？」と思ったら、下記の「もの忘れめやすリスト」でチェックしてみてください。

現在と1年前の状態を比べてください。 (該当する点数に○をつけてください)	変わらない	多少悪くなった	とても悪くなった
曜日や月がわかる	2	1	0
前と同じように道順がわかる	2	1	0
住所・電話番号を覚えている	2	1	0
物がいつもしまわれている場所を覚えている	2	1	0
物がいつもの場所がないとき、見つけることができる	2	1	0
洗濯機やテレビなどの電気製品を使いこなせる	2	1	0
自分で状況にあった着衣ができる	2	1	0
買い物でお金を払える	2	1	0
身体の具合が悪くなったわけではないのに、気力がなくなってきた	2	1	0
本やテレビの内容がわかる	2	1	0
手紙を書いている	2	1	0
数日前の会話を思い出すことができる	2	1	0
数日前の会話の内容を思い出そうとしても難しい	2	1	0
会話の途中で言いたいことを忘れることがある	2	1	0
会話の途中で適切な単語がでてこないことがある	2	1	0
よく知っている人の顔がわかる	2	1	0
よく知っている人の名前を覚えている	2	1	0
その人たちがどこに住んでいる、仕事などがわかる	2	1	0
最近のことを忘れっぽくなった	2	1	0

※本間昭・認知症介護研究・研修東京センター長監修(フランスの精神科医リッチーらによる論文1996年をもとに作成)

- ・合計点が24点以下だった場合、まずはかかりつけ医に相談してみましょう
- ・25点以上の方でも、気になる方は、かかりつけ医や地域包括支援センターにご相談ください
- ・ご相談の際は、このチェックリストを持参してください

【高齢者の相談窓口】 各地域包括支援センター、またはいきいき高齢課へ

担当圏域	地域包括支援センター名
佐野・堀米／旗川・吾妻	さの社協 ☎(22)8129
植野・界／犬伏	佐野市医師会 ☎(20)2011
赤見／田沼・田沼南部／栃本・田沼北部・三好・野上／戸奈良・新合・飛駒	佐野市民病院 ☎(62)8281
葛生／常盤・氷室	くずう ☎(84)3111

※圏域ごとに分かれています。お住まいの地区のセンターへご連絡ください

